

原子力事業者防災業務計画 EAL 判断基準の変更について

2022 年 4 月 13 日
近畿大学原子力研究所

近畿大学原子力研究所の原子力事業者防災業務計画別表第 1 に定める「原災法に基づく通報基準及び EAL を判断する基準の解釈」のうち、EAL11、EAL42、EAL51～EAL53 について当原子炉の設置許可の内容と照らし合わせて削除したいと考えています。

また EAL01～EAL05 については、当原子炉の内在するリスクに応じて不要だとは考えていますが、リスクに対する解釈や原子力防災におけるグレーデッドアプローチの考え方を併せて整理する必要があると考えられるため、早急な変更ではなく、上記考え方等について継続的な議論を通じて原子力規制庁と認識の共有に係るコミュニケーションを続けていきたいと考えています。

つきましては、ご検討のほどお願い出来ればと存じます。